

第4回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年9月28日（木）午前9時00分より、役場各種委員会室において第4回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

議長 これより、第4回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。8番 山田 委員、9番 背尾 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第4回南幌町農業委員会総会は、9月28日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第4回南幌町農業委員会総会は、9月28日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和5年8月30日、第3回農業委員会総会を開催した。

9月4日、農業委員会作況調査を実施し、各委員出席した。

9月6日・12日、令和5年第3回議会定例会に会長出席した。

9月8日、利用調整会議・あっせん委員会に各委員出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和5年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、9件でございます。

いずれも、再認定となり、認定年月日は令和5年9月29日、有効期限は令和10年9月28日までとなっております。

認定番号5の9の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。

認定番号5の9の2、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。

認定番号5の9の3、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。

認定番号5の9の4、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇・〇〇 〇〇。

認定番号5の9の5、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。

認定番号5の9の6、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。

認定番号5の9の7、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。

認定番号5の9の8、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。

認定番号5の9の9、住所は空知郡南幌町南〇線西〇番地、
〇 〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**142経営体**のうち

法人が16法人となります。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和5年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、
田で19,029㎡他計14筆ございまして、224,721㎡
となります。届出をした日は、令和5年〇月〇〇日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議 長 日程第 6 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和 5 年 9 月 28 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきましては、3 件でございます。

1 件目の賃貸人は、札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇ー〇〇〇号、〇〇 〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で 9, 660 m²となり、賃貸借の合意解約日は、令和 5 年〇月〇〇日でございます。

2 件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で 23, 078 m²となり、賃貸借の合意解約日は、令和 5 年〇月〇〇日でございます。

3 件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。賃借人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で 21, 012 m²となり、賃貸借の合意解約日は、令和 5 年〇月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第7 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。

第3回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願ひ、意見を求める。

令和5年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、田で19,695㎡他計4筆ございまして、23,183.22㎡となります。あっせん年月日は、令和5年9月8日。結果につきましては、成立です。価格については、田10aあたり〇〇〇,〇〇〇円。あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇でございます。

あっせん委員につきましては、3番 江郷 委員、7番 青木 委員、8番 山田 委員となり、以上の結果となっております。

説明は以上でございます。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第3号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 買入協議の要請について。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願い、意見を求める。

令和5年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、3件でございます。

1件目の買入申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で23,078㎡となります。

2件目の買入申出者は、札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇-

〇〇〇号、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇
〇番、田で9, 660㎡となります。

3件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で32, 065㎡他計17筆ございまして、252, 175㎡
となります。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提
案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 **日程第9** 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決
定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和5年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決
定につきましては、所有権移転が2件、利用権の設定が3件でご
ざいます。

初めに所有権移転について説明いたします。

整理番号5の9の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、田で19,695㎡他計4筆ございまして、23,183.22㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の9の2の買い手は、北海道農業公社。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,690㎡他計3筆ございまして、47,654㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定、所有権移転につきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

利用権の設定、整理番号5の9の1については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 利用権の設定、整理番号5の9の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町5888番の2、畑で883㎡他計5筆ございまして、87,096㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。利用権の設定、整理番号5の9の1につきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席されております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 利用権の設定、整理番号5の9の2の借り手は、空知郡南幌町北町〇丁目〇番〇号、〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で23,842㎡他計5筆ございまして、94,416㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号5の9の3の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で13,256㎡他計4筆ございまして、54,572㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。利用権の設定、整理番号5の9の2から5の9の3につきましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第4回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第4回南幌町農業委員会総会は
只今を以って閉会といたします。

(午前9時15分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

8 番

9 番